

令和6年版以前										令和6年4月										令和7年4月										改定理由				
編	編	章	節	条	項	下項	編章節条項				下項	編章節条項	編章節条項				下項	編章節条項	編章節条項				下項											
条文							編章節条項							編章節条項							編章節条項							新条文 (変更箇所のみ記載)						
2	1	1	1	2	7		現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。								現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための文書をいう。																			
							2	1	1	1	2	7			2	1	1	1	2	13		協議とは、書面により契約図書協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。 なお、「埼玉県建設工事の遠隔現場実施要領」(同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔現場実施要領」という。)に基づく協議を含むものとする。							内容加筆					
2	1	1	1	2	20		電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。								電子納品とは、発注者が指定する「埼玉県電子納品運用ガイドライン」等に基づき、納品することをいう。								電子納品とは、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」等(同ガイドラインの対象外工事においては別途発注者が指定するものとする。以下「電子納品運用ガイドライン」という。)に基づき、電子成果品をオンラインまたは媒体により納品することをいう。							内容加筆				
2	1	1	1	2	21		情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。								情報共有システムとは、発注者が指定する「埼玉県建設工事情報共有システム実施要領」等に基づき、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。								情報共有システムとは、「埼玉県建設工事情報共有システム実施要領」等(同要領の対象外工事においては別途発注者が指定するものとする。以下「情報共有システム実施要領」という。)に基づき、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。							内容加筆				
2	1	1	1	2	22		書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。押印が不要なものについては、発行年月日を記載の上、記名したものを有効とする。また、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。								書面とは、工事記録等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票の署名、押印は「工事等関係書類における押印の見直しについて(令和2年12月18日付建管第896号)」に基づくものとする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。押印が不要なものについては、発行年月日を記載の上、記名したものを有効とする。																			
							2	1	1	1	2	32			2	1	1	1	2	32		立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が現場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。なお、「遠隔現場実施要領」に基づく立会を含むものとする。							内容加筆					
							2	1	1	1	2	33			2	1	1	1	2	33		段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が現場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。なお、「遠隔現場実施要領」に基づく段階確認を含むものとする。							内容加筆					
							2	1	1	1	2	34			2	1	1	1	2	34		中間検査とは、受発注者で協議した時期、現場により、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄の検査を行うことをいう。なお、中間検査には「埼玉県建設工事遠隔検査試行要領」(同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔検査試行要領」という。)に基づく遠隔検査を含むものとする。							内容加筆					
							2	1	1	1	3	1			2	1	1	1	3	1		受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原因若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。なお、電子データの貸与にあたっては「電子納品運用ガイドライン」に基づくオンライン貸与図書機能に基づき貸与を行うことができる。							内容加筆					
2	1	1	1	4	2		監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。								監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。																			
2	1	1	1	6	1										なお、設計照査等により施工内容が確定されていない工種については、内容が正式に確定されたら施工計画書を提出すること。(未確定箇所については「照査検討中」等と記載し、提出する。)																			

令和6年版以前										令和6年4月										令和7年4月																	
2	1	1	1	1	21	6				2	1	1	1	1	21	6																					
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を監督員に提出しなければならない。										受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、及び「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を監督員に提出しなければならない。																											
2	1	1	1	1	21	7				2	1	1	1	1	21	7																					
受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。										なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。																											
2	1	1	1	1	21	8				2	1	1	1	1	21	8																					
受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合には、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。										受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。																											
										2	1	1	1	1	22	2				2	1	1	1	1	22	2											
										監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。										監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。なお、立会にあたっては「遠隔臨場実施要領」に基づく遠隔臨場を積極的に活用すること。																	
2	1	1	1	1	22	6				2	1	1	1	1	22	6																					
										表1-1-1に記載のないものについて必要と判断した場合は、別途受発注者協議の上定めるものとする。																											
										2	1	1	1	1	23				工事完成図書																		
										受注者は、設計図書に従って工事完成図書を作成しなければならない。																											
2	1	1	1	1	23	1				2	1	1	1	1	24	1																					
工事完成通知書の提出										工事完成通知書の提出																											
受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。										受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。																											
2						2				2	1	1	1	1	24	2																					
受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。										受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。																											
2										2	1	1	1	1	24	4	(3)																				
										週休二日の履行状況																											
										2	1	1	1	1	27	3	(2)			2	1	1	1	1	27	3	(2)										
										工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。										工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。なお、検査にあたっては「遠隔検査試行要領」に基づく遠隔検査を活用できる。																	
										2	1	1	1	1	28	3				2	1	1	1	1	28	3											
										受注者は、電子成果品の納品に際して、発注者が指定する「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子成果品を提出しなければならない。										受注者は、電子成果品の提出に際して、「電子納品運用ガイドライン」等に基づき、「電子納品チェックプログラム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で電子成果品を提出しなければならない。																	
2	1	1	1	1	28	2				2	1	1	1	1	29	2																					
										なお、土木工事にあっては、中間検査による検査(確認)でも良い。																											
2	1	1	1	1	29	3				2	1	1	1	1	30	3																					
なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。										なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。																											
2	1	1	1	1	29	8				2	1	1	1	1	30	8																					
受注者は、埼玉県が定める「土木工事施工管理基準」により施工管理及び写真管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、完成検査時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。										受注者は、埼玉県が定める「土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。																											
										2	1	1	1	1	30	9				工事情報共有化																	
										受注者は、監督員及び発注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システム等や電子メール等を活用することができる。なお、情報共有システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。																											
										2	1	1	1	1	30	10				不具合発生時の措置																	
										受注者は、工事施工途中に工事的目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。																											

令和6年版以前										令和6年4月										令和7年4月										
2	7	1	5	1	2					2	7	1	5	1	2	適用規定					2	7	1	5	1	2				
受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一切盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」										受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一切盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」																				
2	7	2	2							2	7	2	2			適用規定					2	7	2	2						
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)										日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)																				
2	7	2	2							2	7	2	2			適用規定					2	7	2	2						
日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成8年10月)										日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年10月)																				
2	7	2	9	1	3					2	7	2	9	1	3	適用規定					2	7	2	9	1	3				
受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計・施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、3-1-3-6小型標識工、3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-1-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。										受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計・施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、3-1-3-6小型標識工、3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-1-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和4年1月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。																				
2	7	2	9	2	2					2	7	2	9	2	2	錆止めペイント					2	7	2	9	2	2				
標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いる。										標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものとする。																				
2	7	2	12	1	3					2	7	2	12	1	3	適用規定					2	7	2	12	1	3				
受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設 設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、3-1-3-10道路付属物工の規定、本編7-2-5-3側溝工、7-2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工、7-2-12-3境界工及び7-2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。										受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設 設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、3-1-3-10道路付属物工の規定、本編7-2-5-3側溝工、7-2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工、7-2-12-3境界工及び7-2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。																				
2	7	3	1	5	(2)					2	7	3	1	5	(2)					2	7	3	1	5	(2)					
微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。										微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。																				
2	7	3	2							2	7	3	2			適用すべき諸基準					2	7	3	2						
日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)										日本道路協会 道路橋支承便覧(平成30年12月)																				
2	7	3	11	8						2	7	3	11	8		多自然型護岸工					2	7	3	11	8					
多自然型護岸工										多自然型護岸工																				
2	7	4	2							2	7	4	2			適用すべき諸基準					2	7	4	2						
日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月)										日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年11月)																				
2	7	5	2							2	7	5	2			適用すべき諸基準					2	7	5	2						
日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)										日本道路協会 道路橋支承便覧(平成30年12月)																				
2	7	5	2							2	7	5	2			適用すべき諸基準					2	7	5	2						
日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月)										日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年11月)																				
2	7	5	6	1	6					2	7	5	6	1	6	定着具及び接続具使用					2	7	5	6	1	6				
定着具及び接続具使用										定着具及び接続具使用																				
2	7	5	7	1	5					2	7	5	7	1	5	シースの施工					2	7	5	7	1	5				
受注者は、シースの施工においては、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。										受注者は、シースの施工において、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。																				
2	7	6	1	9						2	7	6	1	9	坑内観察調査					2	7	6	1	9						
受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測日が必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。										受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測日が必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。																				
2	7	6	2							2	7	6	2			適用すべき諸基準					2	7	6	2						
土木学会トンネル標準示方書山岳工法編・同解説(平成28年8月)										土木学会トンネル標準示方書山岳工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)																				
2	7	6	2							2	7	6	2			適用すべき諸基準					2	7	6	2						
土木学会トンネル標準示方書開削工法編・同解説(平成28年8月)										土木学会トンネル標準示方書開削工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)																				
2	7	6	2							2	7	6	2			適用すべき諸基準					2	7	6	2						
土木学会トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説(平成28年8月)										土木学会トンネル標準示方書シールド工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)																				
2	7	6	3	2	7					2	7	6	3	2	7	岩区分の境界確認					2	7	6	3	2	7				
受注者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と協議しなければならない。										受注者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と協議する。																				
2	7	6	4	2	4					2	7	6	4	2	4	金網工に使用する材料					2	7	6	4	2	4				
金網工に使用する材料は、JIS G 3551(溶接金網)で150mm×150mm×径5mmの規格による。										金網工に使用する材料は、JIS G 3551(溶接金網)及び鉄筋格子)で150mm×150mm×径5mmの規格による。																				
2	7	6	4	2						2	7	6	4	2	11	横断目地					2	7	6	4	2	11				
										トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。																				
2	7	6	3	8						2	7	6	3	8	作業土工(床掘り・埋戻し)					2	7	6	3	8						
作業土工の施工については、3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。										作業土工の施工については、3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。																				

